

## 2021 年度強化指定選手選考規程

一般社団法人日本障がい者バドミントン連盟  
強化委員会

### (目的)

第1条 一般社団法人日本障がい者バドミントン連盟（以下、本連盟という）の強化指定選手選考基準を明確で、透明性のあるものにするを目的とする。

### (適用範囲)

第2条 本規程は、本連盟の会員に適用する。

### (選考基準)

第3条 選考に当たっては、パリパラリンピック 2024 でのメダル獲得を主眼とし、BWF パラバドミントンクラシフィケーションマスターリスト登録者及び登録予定者で、以下のいずれかの条件を満たしたものとする。

### (選考条件)

第4条 選考に当たっては以下を条件とし、強化指定選手の認定は強化委員会内において、厳正に審査し決定する。

- 1) 2020 年第 6 回日本障がい者バドミントン選手権大会登録したもの
- 2) 強化指定選手として礼節と規律を遵守し、日本代表となり得ること

### (選考方法)

第5条 1) 車いすカテゴリーにおいては、第 6 回日本障がい者バドミントン選手権大会 WH1、WH2 の各クラスシングルス優勝者及び準優勝者

2) 立位カテゴリーにおいては、第 6 回日本障がい者バドミントン選手権大会の成績、フィジカル、適正、将来性、過去の成績等を総合的に評価されたもので強化委員会の推薦を受け、理事会の承認を受けたもの

3) 強化指定選手選考後に A 代表・B 代表を決定する。

(認定期間)

第6条 強化指定選手の認定期間は、2021年4月1日から2022年3月31日までとする。

(強化指定選手の発表及び通知)

第7条 強化指定選手の発表及び通知は、以下の通りとする。

- 1) 本連盟のホームページ上での発表
- 2) 認定者への紙面による認定通知書の郵送

(強化指定選手の途中選考)

第8条 年度途中において、強化委員会が推薦し、理事会が承認することにより、強化指定選手の追加が出来るものとする。  
尚、追加の際は、別途、選考条件、選考方法を設けるものとする。

(不服申立)

第9条 選手選考に対する不服申し立ては、日本スポーツ仲裁機構「スポーツ仲裁規則」に従ってなされる仲裁により解決されるものとする。

附 則 この規程は、2020年11月1日から施行する。